

沖縄県性の多様性尊重宣言について

1. 宣言までの経緯

沖縄県では、平成30年度にホテル業、旅行業者等の観光事業者向けに「LGBT対応セミナー」を実施し、性的マイノリティ当事者を観光で受け入れる際に心がけるポイントなどを研修し、観光業界における受入推進の体制づくりを行ってきたところです。

また、県民全体に対する意識啓発として、「性的指向」や「性自認」に関する差別や偏見を人権問題の一つとして取り上げ、啓発活動を行ってまいりました。

教育の分野においては、教育現場で実際に生じる困難や児童・生徒等からの要望に対応するため、各学校で制服の自由選択制や男女混合名簿の導入、だれでもトイレの設置など、具体的な対応が進められてきたところであります。

このような状況の下、県では令和2年度に「沖縄県男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」において、性の多様性に関する設問を加え調査を実施いたしました。

この調査では、性の多様性について、7割以上の方が「性的少数者を性の多様性として認める必要がある」や「理解に努めようと思う」など、肯定的な意見を持っているという結果が出ており、県民の性の多様性に関する認知や理解が一定程度進んでおります。

しかし一方では、LGBTの方々が困難を感じる場合として6割以上の方が「差別、偏見がある」と回答し、自分の性や性的指向に悩んだことがあると回答した方においては、76%の方が「差別、偏見がある」と回答しており、依然として当事者が生きづらさを感じている現状があります。

これらを踏まえ、沖縄県では性の多様性の尊重について、今後の県の取組の方向性を議論していただくため、令和2年11月から12月にかけ「性の多様性の尊重に関する検討委員会」を開催し、性的マイノリティ当事者を含む有識者から、意見をいただいたところです。本検討委員会においては、「県がこの問題についてどういう姿勢で取り組んでいくのか」、「どういう取組を進めていくのか」という方向性を明示していくことが重要であるとの意見があり、これを踏まえて検討した結果、県として宣言を行うことを決定しました。

2. 性の多様性に対する県民の意識について（県民意識調査の結果）

沖縄県では、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態について把握し、施策の基礎資料とすることを目的に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」を実施しております。この調査の中で、今年度新たに性の多様性について項目を設け、7問について聞いております。調査結果の概要は以下のとおりでした。

【結果概要】

- 用語の認知度について、「性的少数者」や「LGBT」、「カミングアウト」など、基本的な用語については半数以上の方が「聞いたことがあります、意味も知っている」と回答している。一方で、「LGBTQ」、「アウティング」、「SOGI」という用語については、「聞いたことがあるが知らない」、「知らない」と回答した方が7割以上と大半を占めた。

- 今までに自分の体の性、心の性、または性的指向に悩んだことがあると回答した方は、全体で 4.6%。なかでも、20代では 8.5%、30代では 10.4% と若い世代で多い回答率となつた。
- 性的少数者であることを打ち明けられたことがあると回答した方は、14.4% であった。
- 性の多様性について、どのような考え方を持っているかという問い合わせについては、75.8%の方が「性的少数者を性の多様性として認める必要がある」や「理解に努めようと思う」など、肯定的な意見を持っている。これは、家族や友人など身近な方から性的少数者、LGBT であることを打ち明けられた場合でも同様であり、「理解したいと思う」など肯定的な意見が 7割以上を占めた。
- LGBT の方が困難に感じるしたら、どんな場合だと思うかという問い合わせについては、6割以上の方が「偏見、差別がある」と回答。なかでも、「今までに自分の体の性、心の性、または性的指向に悩んだことがある」と回答した方においては、75% の人が「偏見、差別がある」と回答し、「自らが認識する性とは異なる性のふるまいを強制される」と回答した割合も 75% であった。
- 性的少数者、LGBT の方々に対する偏見や差別などをなくすために、どのようなことが必要だと思うかという問い合わせについては、「幼少期からの教育」という回答が最も高い(56.3%)。

3. 「性の多様性尊重宣言（美ら島 にじいろ宣言）」とは（名称について）

六色のレインボー（虹）は、たくさんの色を含むことから性の多様性の象徴とされています。近年は、LGBT を含む性的マイノリティをサポートする意思を示したり、当事者の誇りを表現するものとして知られています。この意思を共有するため、宣言の通称に「にじいろ」を入れています。

4. 用語の説明

【人 権】

人権とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」のことです。誰にとっても身近で大切なものです。違いを認め合う心によって守られるものです。

【性の多様性】

性のあり方にはさまざまな要素があります。例えば、好きになる性や自認する性は、必ずしも「女」、「男」とはっきり分けられるものではなく、グラデーションになっています。これらの要素の組み合わせは多様であり、私たちの顔や性格が一人一人違うように、性のあり方もそれぞれ多様です。

○からだの性…生まれた時に割り当てられた生物学的な性。身体の特徴である程度判断できる性。男性の身体、女性の身体の中にも様々な発達の違いがある。

- こころの性…自らが認識する性(性自認ともいう)。「女性」、「男性」に限らず、多様である。
- 好きになる性…恋愛感情や性的な関心がどの性別に向かっているか、向かっていないかを示す(性的指向ともいう)。「女性」、「男性」で説明できる場合や、男女に関わらずその人個人に惹かれる場合、誰に対しても恋愛感情や性的な関心を抱かない場合など、多様である。
- 表現する性…服装やしぐさ、言葉遣いなどから表現される性。「女らしい」、「男らしい」の基準で評価される場合が多いが、その二つだけで表されるものではなく、多様である。

【性的マイノリティ】

同性が好きな人や、割り当てられた性別に違和感を覚える人(性同一性障害を含む)などの人々のことをいいます。「性的少数者」ともいいます。

【L G B T】

以下の頭文字です。

L (レズビアン) : 女性の同性愛者

G (ゲイ) : 男性の同性愛者

B (バイセクシュアル) : 両性愛者

T (トランスジェンダー) : 割り当てられた性別に違和感を覚える人

【L G B T Q】

LGBT あてはまらない人も含めた全ての性的少数者を表す言葉

【カミングアウト】

自分が性的マイノリティであることを打ち明けること

【アウティング】

本人の同意なしにその人のセクシュアリティを勝手に公表すること

【S O G I (ソジ)】

性的指向(好きになる相手の性)と性自認(こころの性)を意味する言葉で、全ての人が持っているものです。

5. 今後の取組について

沖縄県では、この宣言をもとに、全ての人の性のありようを尊重し、差別や暴

力のない人権が尊重される社会をつくることを県民全体で共有していきたいと考えております。

県としましては、県民に対する性の多様性に関する啓発活動を行い、多様な声に耳を傾ける相談体制の充実や、多様な性を理由とする困難を解消するために様々な取組を進めていきます。